

# 下水道に未接続の方へのお願い

台所やトイレ、風呂場などからの汚れた水が、そのまま側溝等に流れると悪臭や環境破壊の原因となります。

平成23年3月末現在、公共下水道・農業集落排水事業で下水道を整備した区域での水洗化率（接続率）は95%。残りの5%の方が未接続となっています。

豊かな自然をばぐみ生命の営みをささえる『水』。この大切な『水』を貴重な財産として未来に残し、美しい自然と清潔で快適な生活環境を守るため、下水道への早期接続をお願いします。併せて下水道区域外での浄化槽の設置・水洗化をお願いします。なお、浄化槽の設置については補助制度があります。

◎下水道への接続工事は町指定工事店にご相談ください。町の施工基準に従い適正で安全な工事をするため、責任の持てる業者を指定しています。

## 下水道に接続するメリット



◆側溝等が清潔になり、蚊やハエなどが発生しにくくなります。

◆不快な臭いに悩まされていた汲み取り便所を水洗便所にする事で、悪臭がなくなります。また、幼児でも安心して使用できます。

## 下水道使用料

下水道を使用すると使用料がかかります。料金は次の表のとおりです。2月に一度、水道料金と併せて請求します。使用料の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

| 下水道使用料(2カ月分) |                   |                 |                   |
|--------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 区分           | 基本料金              | 人数割金額<br>(1人当り) | 水量割金額<br>(1㎡当り)   |
| 一般住宅         | 2,730円            | 1,260円          |                   |
| 事業所等         | (20㎡まで)<br>2,730円 |                 | (21㎡から)<br>163.8円 |

## 問合せ

建設整備課

☎ 47-80003



## 年金のお知らせ

■ 問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1124  
町民税務課 ☎ 47-8015

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます  
～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です)。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付した方には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際に

は必ずこの控除証明書(または領収証書)を添付してください。なお、10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納付した方には、来年の2月上旬に送付されます。

また、家族の国民年金保険料を納付した場合は納付した方の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。  
※詳しくは、武生年金事務所へお問い合わせください。

## 『Sマーク』のあるお店を利用しましょう!

～11月はSマーク標準営業約款普及登録促進月間です～



厚生労働大臣認可

標準営業約款制度は、消費者保護の観点から、設備、損害賠償保険等について厚生労働大臣が認可した約款に従って営業するお店を登録する制度です。

現在、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」で登録することができ、登録店は3つのSを約束する『Sマーク』を掲げています。

Safety  
安全

損害賠償責任保険に加入済みです。万一の事故にもきちんと対応できます。

Standard  
安心

サービス内容をはっきり揭示します。安心できるサービスを約束します。

Sanitation  
清潔

施設・設備の一定の基準を守って、衛生管理をきちんと行います。

■ 問合せ 福井県生活衛生営業指導センター  
TEL 0776-25-2064